

資料6-1 被害程度の認定基準と用語の定義

	区 分	認 定 基 準 ・ 定 義
人的被害	死 者	・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重 傷	1ヶ月以上の治療を要する見込みの負傷
	軽 傷	1ヶ月未満で治癒できる見込みの負傷
住家被害	滅 失 全 壊 全 焼 流 失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 【被害面積方式】→損失部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの 【損害割合による方式】→主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上のもの
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力条主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 ・損壊部分が住家の延床面積の50%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 ・損壊部分が住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半壊・半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの ・損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの
	床上浸水	浸水が住家の床上以上に達したか、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	準半壊	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの（窓ガラスが枚数破損した程度の軽微なものは含めない） ・損壊部分が住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの（窓ガラスが枚数破損した程度の軽微なものは含めない） ・損壊部分が住家の延べ床面積の10%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの
用語の定義	罹災・被災証明	災害により被災した住家等の損害について、その被害の程度を証明したもの。
	被災届出受理証	災害により住家等以外のもに被害が生じたこと、特定の災害により住家等に被害が生じた事実を確認できないもので届出があったことを証明したもの。
	住 家	現実にもその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家。
	非住家	住家以外の建築物（原則、官公署・学校・病院・公民館・神社等は非住家）
	棟	・一つの独立した建物をいう。 ・母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて1棟とする。 ・二つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
	世 帯	・生計を一にしている実際の生活単位をいう。 ・同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。 ・マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・寄宿舎、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を一世帯として取り扱う。
戸	・住家として居住するのに必要な一群の建物単位。 ・炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合して1戸とする。	

資料6-2 住家被害認定調査票

住家被害認定調査票		調査票番号	配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
地震 木造・プレハブ 第1次A				
1	調査日	年 月 日	3	
1	調査時	: ~ :		
	調査員			
	所在地			
	世帯主			
2	住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)		

4	応急危険度判定	(危険) (要注意) (調査済) (不明)	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
---	---------	-----------------------	-------------------------

5	外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 一見して住家全部が流出又はずり落ち <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 <input type="checkbox"/> 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに該当	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
---	----	---	---------	----------------------------------

6	傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上(下げ振り120cmの場合) 損傷率75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
		水平距離(cm)							

7	躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である(損傷長/全長×100)	75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ(全壊)
---	----	--	-------	----------------------------------

8	基礎	損傷率	0%	~10%	~20%	~40%	~60%	~74%
		損害割合	0	1	2	4	6	7

9	壁	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅱ	2	4	8	11	15	19
		程度Ⅲ	4	8	15	23	30	38
		程度Ⅳ	6	11	23	34	45	56
		程度Ⅴ	8	15	30	45	60	75

10	屋根	面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%
		無被害	0	0	0	0	0	0
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15

【損害割合算出表】 (注)「6傾斜」の平均値が2cm未満の場合「計あ」の値を、2cm以上の場合「計あ」又は「計い」のうち大きい値を住家の損害割合とする。

		8基礎	+9壁	+10屋根	= 計あ			6傾斜	+10屋根	= 計い
傾斜無						傾斜有	1	5		

判定	損害割合	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
		<input type="checkbox"/> 一部損壊(10%未満)	<input type="checkbox"/> 一部損壊(準半壊)	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第1次B		調査票 番号	配置 状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載
調査日	年 月 日			
1 調査時	: ~ :			
調査員				
所在地				
世帯主				
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)			

4 応急危険 度判定	<input type="checkbox"/> 危険 <input type="checkbox"/> 要注意 <input type="checkbox"/> 調査済 <input type="checkbox"/> 不明	■応急危険度判定に記載されているコメントを転記
---------------	--	-------------------------

5 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 一見して住家全部が流出又はずり落ち <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 <input type="checkbox"/> 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	いずれかに 該当	<input type="checkbox"/> 判定へ (全域)
------	---	-------------	--------------------------------------

6 傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上 (下げ振り120cm の場合)	<input type="checkbox"/> 判定へ (全域)
	水平 距離 (cm)							

7 躯体	<input type="checkbox"/> 基礎の損傷率が75%以上である (損傷長/全長×100)	損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全域)
------	--	--------------	--------------------------------------

8 基礎	損害割合	無被害	1	2	4	6	7
------	------	-----	---	---	---	---	---

9 壁	損害割合	無被害	8	15	30	45	75
-----	------	-----	---	----	----	----	----

10 屋根	損害割合	無被害	2	3	6	9	15
-------	------	-----	---	---	---	---	----

(備考)

【損害割合算出表】

Aに該当かつBに該当(傾斜有を計算)

A 「6傾斜」の平均値が2cm以上(6cm未満)である
B 「9壁」の損害割合が無被害又は8である

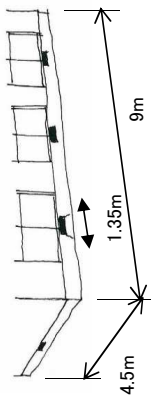
上記以外
(傾斜無を計算)

傾斜無	8基礎	+ 9壁	+ 10屋根	= 計	傾斜有	6傾斜	+ 10屋根	= 計
						1 5		

判定	損害割合	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
		<input type="checkbox"/> 一部損壊(10%未満)	<input type="checkbox"/> 一部損壊(準半壊)	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

＜基礎＞ 構成比10%



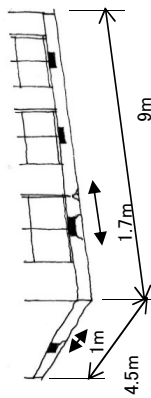
損害割合 1%

損傷率＝

$$1.35\text{m}/13.5\text{m}=10\%$$

・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.35m)

損害割合＝損傷率×構成比＝1%



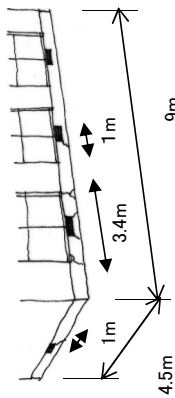
損害割合 2%

損傷率＝

$$(1+1.7)\text{m}/13.5\text{m}=20\%$$

・ひび割れの集中(2つのひび割れの間隔は0.7m)

損害割合＝損傷率×構成比＝2%



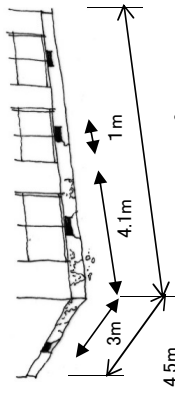
損害割合 4%

損傷率＝

$$(1+3.4+1)\text{m}/13.5\text{m}=40\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝4%



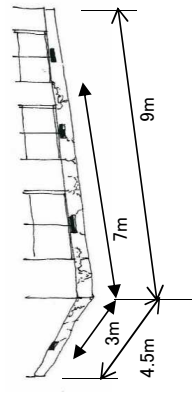
損害割合 6%

損傷率＝

$$(3+4.1+1)\text{m}/13.5\text{m}=60\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝6%



損害割合 7%

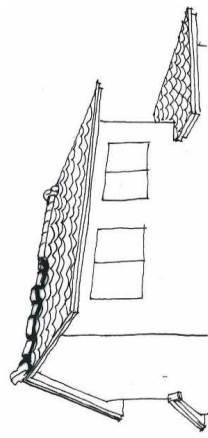
損傷率＝

$$(3+7)\text{m}/13.5\text{m}=74\%$$

・ひび割れの集中、剥落が生じている。

損害割合＝損傷率×構成比＝7%

＜屋根＞ 構成比15%



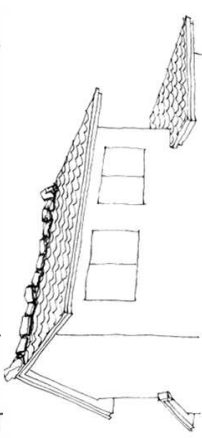
損害割合 2%

損傷率＝

$$25\%(\text{程度II}) \times 4/10 = 10\%$$

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

損害割合＝損傷率×構成比＝1.5%



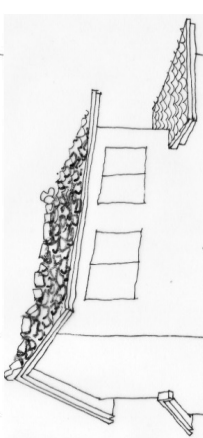
損害割合 3%

損傷率＝

$$25\%(\text{程度II}) \times 8/10 = 20\%$$

・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。

損害割合＝損傷率×構成比＝3%



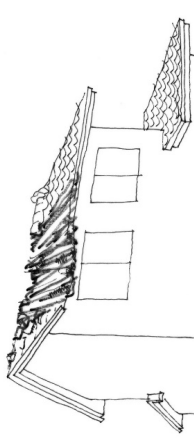
損害割合 6%

損傷率＝

$$50\%(\text{程度III}) \times 8/10 = 40\%$$

・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。

損害割合＝損傷率×構成比＝6%



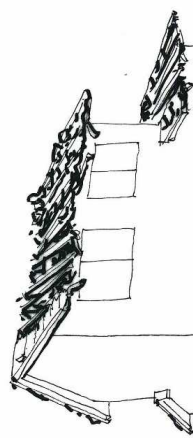
損害割合 9%

損傷率＝

$$100\%(\text{程度V}) \times 6/10 = 60\%$$

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

損害割合＝損傷率×構成比＝9%



損害割合 15%

損傷率＝

$$100\%(\text{程度V}) \times 10/10 = 100\%$$

・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

損害割合＝損傷率×構成比＝15%

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

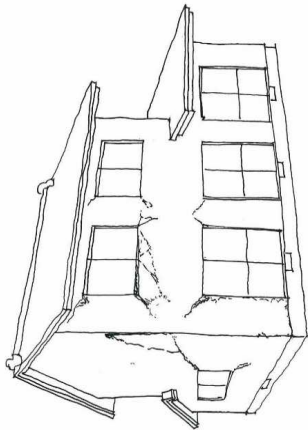
住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比75%

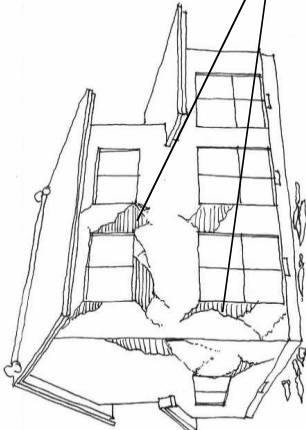
損害割合 8%

損傷率 = $25\%(\text{程度II}) \times 8/20 = 10\%$
 ・仕上の剥離が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 7.5%



損害割合 15%

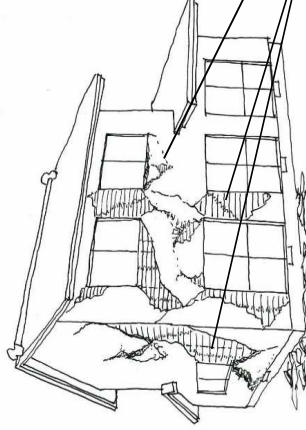
損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 8/20 = 20\%$
 ・仕上材が脱落している。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 15%



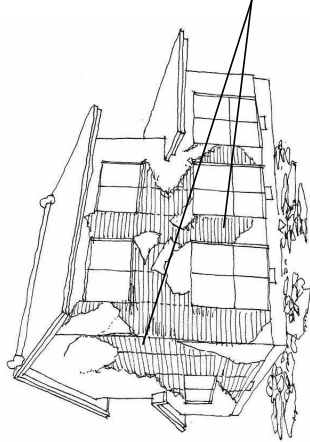
仕上材が脱落している。(程度III)

損害割合 30%

損傷率 = $50\%(\text{程度III}) \times 4/20 = 10\%$
 $75\%(\text{程度IV}) \times 8/20 = 30\%$
 ・仕上材が脱落している。 } 40%
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 30%



仕上材が脱落している。(程度III)
 下地材にひび割れが生じている。(程度IV)



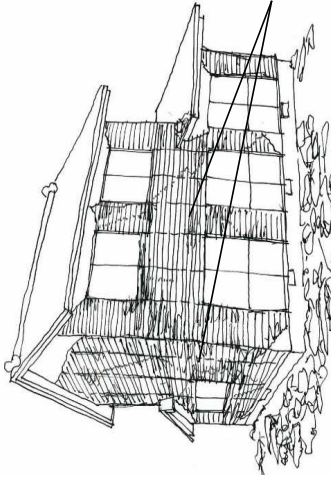
損害割合 45%

損傷率 = $75\%(\text{程度IV}) \times 16/20 = 60\%$
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 45%

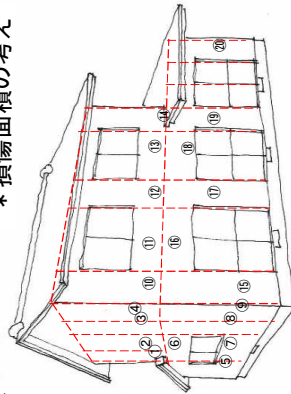
下地材にひび割れが生じている。(程度IV)

損害割合 75%

損傷率 = $100\%(\text{程度V}) \times 20/20 = 100\%$
 ・仕上材が脱落しており、下地材に破壊が生じている。
 損害割合 = 損傷率 × 構成比 = 75%



* 損傷面積の考え



※仕上材が脱落している場合の取扱い
 壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。
 損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)
 ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)

住家被害認定調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-1		調査票 番号	3 外観 <input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊又は 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 住家全部が流出又はずり落ち <input type="checkbox"/> 地盤被害により基礎に著しい損傷 <input type="checkbox"/> 地盤面の亀裂が住家直下を 縦断・横断	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
1 調査日 年 月 日 1 調査時 : ~ : 調査員 所在地 世帯主 2 住家 <input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)	4 傾斜 水平距離 (cm) ① ② ③ ④	5 基礎 損傷長 (m) 全長 (m) 損傷率 = $\frac{\text{損傷長}}{\text{全長}} \times 100$ 損傷率 75%以上	6 柱(又は耐力壁) <input type="checkbox"/> 柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上 損傷率 75%以上	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊) 6cm以上 (下げ振り 120cmの場合) <input type="checkbox"/> 判定へ (全壊) <input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)

該当しない場合は2頁「7」以降へ

【損害割合算出表】

(注)d・g列は、四捨五入した値を記入する。

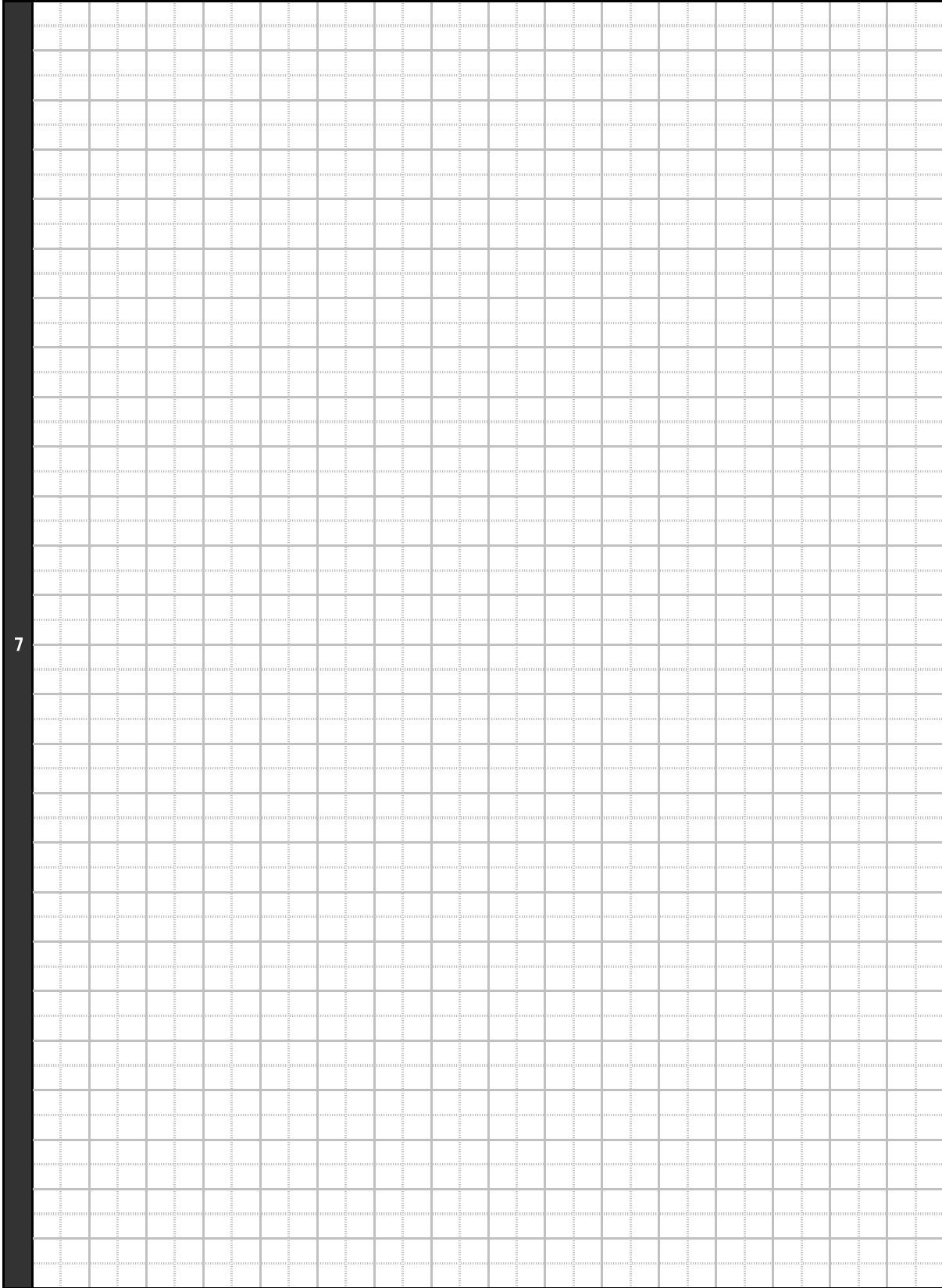
h列は、傾斜が2cm以上の場合のみ記入する。

部位	構成比	階別部位別損害割合		部位別 損害割合	階別重み付け		重み付き 損害割合	h (<input type="checkbox"/> 傾斜が 2cm以上) 傾斜を考慮 した損害割 合
		主要階	その他階		主要階	その他階		
		B [※]	C [※]	b+c	b×1.25	c×0.5	e+f (e+f>a→a)	あ>い→d あ≤い→g
9 外壁	10							
10 内壁	15							
11 床 (階段含)	10							
5 基礎	10	「5.基礎」の損傷率×0.1						
12 柱(又は 耐力壁)	15			11%以上で全壊				
13 屋根	15							
14 天井	5							
15 建具	10							
16 設備	10							
計		あ					い	う
※ B及びCは、調査票3頁のB及びCの値とする。				「あ」又は「い」(傾斜が2cm 以上の場合は、「あ」、「い」 又は「う」)の中で最大の値 を住家の損害割合とする。				15%

判定	損害割合	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
		<input type="checkbox"/> 一部損壊 (10%未満)	<input type="checkbox"/> 一部損壊 (準半壊)	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊

住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-2	調査票 番号	

主要階・その他階
()階平面図・屋根伏図



住家被害認定 調査票 地震 木造・プレハブ 第2次-3	調査票 番 号	

8	面積率	床	主要階 (1)	その他階 (2)	計 1.0
		屋根	(3)	(4)	1.0

		主要階								
		面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計	
9	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
10	内壁 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
11	床 (階段舎) 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
12	柱 (又は耐力壁) 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
13	屋根 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(3) B	
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2		
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11		
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15		
14	天井 5%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1		
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1		
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4		
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5		
15	建具 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(1) B	
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		
16	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階 ・ その他階				1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能		その他 (左記以外 の水回り、 ペランダ等 4%以内)	計 B C
		台所 (3%以内)	主要階 ・ その他階				1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能			

		その他階							
		面積率	~10%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	計
9	外壁 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
10	内壁 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
11	床 (階段舎) 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
12	柱 (又は耐力壁) 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
13	屋根 15%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(4) C
		程度Ⅰ	0	0	1	1	1	2	
		程度Ⅱ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅲ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅳ	1	2	5	7	9	11	
		程度Ⅴ	2	3	6	9	12	15	
14	天井 5%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	0	0	1	
		程度Ⅱ	0	0	1	1	1	1	
		程度Ⅲ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅳ	0	1	2	2	3	4	
		程度Ⅴ	1	1	2	3	4	5	
15	建具 10%	無被害	0	0	0	0	0	0	計×(2) C
		程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1	
		程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3	
		程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5	
		程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8	
		程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10	
16	設備 10%	浴室 (3%以内)	主要階 ・ その他階				1%. 配管のズレ等 2%. バスタブの割れ等 3%. 再使用が不可能		計 B C
		台所 (3%以内)	主要階 ・ その他階				1%. 配管のズレ等 2%. 再使用は可能だが大きく破損 3%. 再使用が不可能		



電子申請はこちら



市受付印

罹災・被災証明書交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

次のとおり、罹災・被災証明書の交付を申請します。

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな)	
	氏 名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日	による
------	-------	-----

被災住家※の 所在地 (申請者住所と 同じ場合は 記入不要)	<input type="checkbox"/> 持家(物件居住者兼所有者) <input type="checkbox"/> 借家(物件居住者)	
	藤枝市 (アパート等の場合は建物名称も記入すること。)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

住家の被害	<input type="checkbox"/> 浸水被害（ <input type="checkbox"/> 床上 <input type="checkbox"/> 床下） <input type="checkbox"/> その他被害（以下に記入）
-------	---

住家以外の 家屋への被害	(店舗、物置、空き家などへの被害状況)
-----------------	---------------------

証明書の 必要枚数	<input type="checkbox"/> 罹災証明書	枚（提出先	）
	<input type="checkbox"/> 被災証明書	枚（提出先	）

被災住家の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	備考
		世帯主	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

写真による 被害区分の 判定 (※)	<input type="checkbox"/> 希望する (写真を添付) <input type="checkbox"/> 希望しない
--------------------------	---

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合

(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

同意欄 ※同意いただける場合は レ点を記入	<input type="checkbox"/> 住家等に関する情報の内部利用について被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 被災者支援を行うにあたり必要な範囲内において、罹災・被災証明書に係る家屋の被害調査結果等の個人情報を外部機関(税務署、社会福祉協議会、藤枝商工会議所、岡部商工会、志太医師会等)に情報提供することについて同意します。

○罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請手続をする場合は、下記の委任状が必要です。

委 任 状	
代理人	住所 _____ 氏名 _____
上記の者を代理人と定め、罹災証明書等の申請・受領に関する権限を委任します。	
委任者	住所 _____ 氏名 _____
本人の自署による署名又は記名押印をしてください。	

<備 考>

- ・この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- ・被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳に記載し、又は記録された情報を藤枝市役所関係部署で利用することや、一定の条件の下で他の地方公共団体に提供することがあります（災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の4）。

※被災者台帳とは

氏名、住所、住家等の被害の状況、世帯の構成等の法令に規定する情報が記載・記録されるもの

<記入上の留意点>

- 1 申請者は、申請時本人であることが確認できるものを提示し、[申請者]欄に住所・氏名(法人の場合は代表者の職・氏名)・電話番号を記入してください。なお、避難などで連絡先が異なる場合は現在の連絡先を記入してください。
- 2 代理人(世帯主ではない人)の場合は、[窓口に来られた方]の欄についても記入してください。また、[委任状]欄にある委任者及び代理人について住所・氏名(法人の場合は代表者の職・氏名)を記入してください。
ただし、次に掲げる者が代理人となる場合は、委任状は不要です。
(1) 証明書の交付を受けようとする者が個人の場合 同居の親族
(2) 証明書の交付を受けようとする者が法人その他の団体の場合 代表者
- 3 「罹災原因」欄には、発生日を記入し、次の例示のように記入してください。
例1 理由:「 〇〇年〇月〇日に発生した地震」による
例2 理由:「 〇〇年〇月〇日の台風〇号の豪雨」による
- 4 「被災住家の所在地」欄には、持家か借家にレ点の上、被害のあった建物の所在地(アパートなどの建物名称も含む。)を記入してください。
- 5 「住家の被害・住家以外の家屋への被害」欄には、被災した内容を具体的に記入してください。
例1 「地震により〇〇㎡の住宅の1階部分がつぶれて使用できなくなった。」
例2 「大雨により家の前の水路が増水し、床上約〇〇cmまで(床上)浸水した。」
住宅の場合は母屋を中心に記入してください。また、車や家具、家電などの家屋以外への被害については被災届出受理証を申請ください。
- 6 「証明書の必要枚数」欄には、住家については罹災証明書、住家以外については被災証明書の交付となります。罹災・被災証明書の必要枚(通)数を記入した上で、罹災・被災証明書の提出先名称を記入してください。
- 7 「被災住家の世帯構成員」欄には、発災時点での世帯構成員を記入してください。

受付番号

第5号様式（第4条関係）



電子申請は「こちら」



被災届出受理証交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

次のとおり、被災を届け出たことの証明を申請します。

申請者	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

被災原因	年 月 日	による
------	-------	-----

被災場所	藤枝市 (アパート等の場合は建物名称も記入すること。)
------	--------------------------------

被災届出内容	
添付書類	被害の状況が分かる写真、その他災害により被害が生じたことを確認できる資料

証明書の 必要枚数	枚 (提出先)
--------------	----------

証明書を必要とする理由	
-------------	--

備 考	<ul style="list-style-type: none"> この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 被災届出内容が、特定の災害による建物被害の場合については、別申請(罹災・被災証明書交付申請書)です。
-----	--

○被災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請手続をする場合は、下記の委任状が必要です。

委 任 状

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、被災届出受理証の申請・受領に関する権限を委任します。

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

<記入上の留意点>

1 申請者は、申請時本人であることが確認できるものを提示し、[申請者]欄に住所・氏名(法人の場合は代表者の職・氏名)・電話番号を記入してください。なお、避難などで連絡先が異なる場合は現在の連絡先を記入してください。

代理人の場合は、[委任状]欄にある委任者及び代理人について住所・氏名(法人の場合は代表者の職・氏名)を記入してください。

ただし、次に掲げる者が代理人となる場合は、委任状は不要です。

(1) 証明書の交付を受けようとする者が個人の場合 同居の親族

(2) 証明書の交付を受けようとする者が法人その他の団体の場合 代表者

2 「被災原因」欄には、発生日時を記入し、次の例示のように記入してください。

例1 理由：「____ 〇〇年〇月〇日に発生した地震」による

例2 理由：「____ 〇〇年〇月〇日の台風〇号の豪雨」による

3 「被災場所」欄には、被害に遭った場所を記入ください。

4 「被災届出内容」欄には、被災物件名と被災の具体的内容を記載してください。

5 「証明書必要数」欄には、被災届出受理証の必要枚(通)数を記入した上で、被災届出受理証の提出先名称を記入してください。

6 「証明書を必要とする理由」欄には、被災届出受理証を必要とする理由を記入してください。

受付番号

第 6 号様式 (第 7 条関係)

市受付印

建物被害認定再調査申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

下記の「被害の程度」について再調査を申請します。

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

罹災原因	年 月 日	による
------	-------	-----

被災住家 の所在地	<input type="checkbox"/> 持家(物件居住者兼所有者) <input type="checkbox"/> 借家(物件居住者)	
	藤枝市 (アパート等の場合は建物名称も記入すること。)	

住家以外の 家屋の所在地	藤枝市
-----------------	-----

被害の程度	
-------	--

交付済み 証明書番号	第 号
---------------	-----

再 調 査 理 由	
再調査理由とな る被害箇所	屋根
	外壁
	基礎
	その他
	添付資料

※申請者欄及び太枠線内のみ記入してください。

※再調査申請書提出の際は、従前に交付を受けた罹災証明書、被災証明書を添付してください。

○罹災者もしくは同一世帯の親族以外の方が申請手続きをする場合は、下記の委任状が必要です。

委 任 状

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、建物被害認定再調査の申請手続きに関する権限を委任します。

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

資料6-4 災害救助法による応急救助事務早見表

(令和8年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 370円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行う。）
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当り 370円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,259,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,259,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,480 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日として計算)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額		期間		備考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		2 下記金額の範囲内											
		区分						1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 流失	夏					20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
			冬					34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半壊 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000						
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000						
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	態にある者 2 生死不明の状態にある者			り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの 56,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
	2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	(日常生活に必要な最小限度の部分の修理) 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 757,000 円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給与	住家の全壊 (焼)、流失、 半壊(焼)又 は床上浸水 により学用 品を喪失又 は毀損等 により使用 することが できず、就 学上支障の ある小学 校児童、中 学校生徒、 義務教育 学校生徒 及び高等 学校等生 徒	1 教科書及び教科 書以外の教材 で教育委員 会に届出又 はその承認 を受けて使 用している 教材、又は 正規の授業 で使用して いる教材実 費 2 文房具及び 通学用品は、 1人当たり 次の金額以 内 小学生児童 5,800円 中学生生徒 6,100円 高等学校等 生徒 6,600円	災害発生の日 から (教科書) 1カ 月以内 (文房具及び 通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評 価額 2 入進学時の 場合は個々 の実情に応 じて支給す る。
埋 葬	災害の際死 亡した者を 対象にして 実際に埋葬 を実施する 者に支給	1 体当たり 大人(12歳 以上) 239,400円 以内 小人(12歳 未満) 191,500円 以内	災害発生の日 から10日以内	災害発生の日 以前に死亡 した者であ っても対象 となる。
死体の捜 索	行方不明の 状態にあり、 かつ、四囲 の事情によ りすでに死 亡していると 推定される 者	当該地域にお ける通常の実 費	災害発生の日 から10日以内	1 輸送費、人件 費は、別途 計上 2 災害発生後 3日を経過 したものは 一応死亡し た者と推定 している。
死体の処 理	災害の際死 亡した者に ついて、死 体に関する 処理(埋葬 を除く。)を する。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,800円以内 一時保存 既存建物借上 費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 6,100円以内 (検案) 救護班以外 は慣行料金	災害発生の日 から10日以内	1 検案は原則 として救護 班 2 輸送費、人 件費は、別 途計上 3 死体の一時 保存にドラ イアイス の購入費等 が必要な 場合は当該 地域にお ける通常 の実費を 加算でき る。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った一世帯当たり 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行う	1 時間外勤務手当	救助事務費に支出できる費用は、法	救助の実施が認められる期	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
のに必要な費用	2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 (消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額について	間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		は100分の5 ト 5億円を超える 部分の金額につ いては100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。